

発行日：令和3年9月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート

1. 「適格請求書発行事業者」登録は、なぜ必要？

令和5年10月1日より消費税法において「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

この制度では、消費税課税業者である買い手は「適格請求書（インボイス）等※」を保存していないと、その取引について**仕入税額控除**が出来なくなります。

※「適格請求書等」とは、一定の事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等をいいます。

◆ 納付すべき消費税額の計算方法

納付すべき消費税額 = 課税売上に係る消費税額 - 課税仕入等に係る消費税額

↪ **仕入税額控除**

上記の計算式で「納付すべき消費税額」が計算されますが、「適格請求書等」を保存していないと、物品購入やサービスの提供を受けた際に支払った消費税があったとしても、事業者として受け取った消費税から控除する事ができず、結果として消費税の納税額は増えてしまいます。

「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」のみが発行できるため、売り手側は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

また、「適格請求書発行事業者」は国税庁のホームページで公表されます。

公表事項は以下のとおりです。

- ・事業者の名称又は氏名
- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・法人の場合、本店又は主たる事務所等の所在地

2. 登録申請書の提出時期

登録申請書の受付開始は令和3年10月1日となっていて、「適格請求書等保存方式」開始の令和5年10月1日より登録事業者として「適格請求書等」を発行する為には、原則とし

